

平成 29 年 6 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 g u m i
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 國 光 宏 尚
(コード番号：3903 東証市場第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 本 吉 誠
(TEL. 03-5358-5322)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する決議を、平成 29 年 7 月 26 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストック・オプションを導入する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入するものであります。

II. 株式報酬型ストック・オプションを導入するために付議する議案の内容

1. 報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、平成 26 年 7 月 31 日開催の第 7 回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額 200 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っておりますが、当該報酬総額とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対し年額 100 百万円の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。当社は平成 26 年 5 月 27 日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬額とは別枠でストック・オプションとして 1 年間に発行する新株予約権に関する報酬額について、新株予約権 1,400 個分の公正な評価額を上限とする旨のご承認をいただいておりますが、株式報酬型ストック・オプション制度の導入に伴い、これを改定したいと存じます。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価値に、割り当てる新株予

約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、かかる株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権については、その公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役等に割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は 7 名（うち、社外取締役 3 名）であります。平成 29 年 7 月 26 日開催予定の第 10 回定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり可決されますと、対象となる当社の取締役は 3 名となります。

2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

1,000 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

100,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、当該新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日までの日数）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) その他の新株予約権の募集事項
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上